



三重県公報

平成30年1月19日(金)

第 2972 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
35	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	2
36	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
37	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出	(同)	2
38	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
39	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	3
40	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	3
41	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	4
42	平成29年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	4
43	同伴	(同)	5
44	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁 業 環 境 課)	5
45	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(下 水 道 課)	6

告 示

三重県告示第 35 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定年月日
平成 30 年 1 月 10 日
- 2 控除対象寄附金の名称
独立行政法人国立病院機構のうち、次に掲げる病院の事業に対する寄附金
 - (1) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重病院
事務所の所在地 三重県津市大里窪田町 357 番地
 - (2) 名 称 独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院
事務所の所在地 三重県鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号
 - (3) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター
事務所の所在地 三重県津市久居明神町 2158 番地 5
 - (4) 名 称 独立行政法人国立病院機構 榊原病院
事務所の所在地 三重県津市榊原町 777 番地
- 3 控除対象寄附金に係る申請者
名 称 独立行政法人国立病院機構
主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘二丁目 5 番 21 号
- 4 控除対象寄附金の指定の有効期間
平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 36 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 日 年 月 日
2450100231	株式会社 りあん	津市八町一丁目 2 番 28 号	児童発達支援・放課後等デイサービス りあん	桑名市馬道一丁目 43 番地 2	児童発達支援	平成 30 年 1 月 1 日

三重県告示第 37 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止 日 年 月 日
2450300302	あんしん介護株式会社	鈴鹿市石薬師町 171 番地の 7	さくらさくらスクール亀山	亀山市羽若町 860 番地	放課後等デイサービス	平成 30 年 2 月 1 日

三重県告示第 38 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規

定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成30年1月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410301374	あんしん介護株式会社	鈴鹿市石薬師町171番地7	さくらさくら商会桜島	鈴鹿市野町東一丁目11-21	就労継続支援B型	平成29年12月1日
2410301382	一般社団法人三重県更生保護事業者連絡協議会	鈴鹿市江島本町18番30号	ゆうだいの家	鈴鹿市東江島町2862-7	就労継続支援B型	平成30年1月1日
2410900209	株式会社アクアス	鳥羽市鳥羽五丁目10番地1号	コラボ	鳥羽市鳥羽五丁目10番地1号	就労移行支援	平成30年1月1日
2410400283	合同会社すみれ	亀山市栄町1486番地15	すみれ	亀山市栄町1486番地15	就労移行支援 就労継続支援B型	平成30年1月1日
2410100818	一般社団法人チャレンジ	名古屋市中区丸の内三丁目7番9号チサンマンション丸の内第二4階401号	彩樹桑名	桑名市中央町二丁目39桑名ビル	就労継続支援B型	平成30年1月1日
2410800904	合同会社えがおげんき	伊勢市小俣町明野365番地	小春びより	伊勢市小俣町明野409-2 サンライフ明野2階203号室	居宅介護 重度訪問介護	平成30年1月1日

三重県告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成30年1月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2410400184	株式会社三扇	四日市市笹川三丁目127番地	すみれ	亀山市栄町1486番地の15	就労継続支援B型	平成29年12月31日
2411100171	合同会社 なぎ	和歌山県新宮市新宮7684-48	ケアセンターなぎ	熊野市井戸町374-10	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成29年12月31日

三重県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成30年1月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	スギ薬局 鈴鹿寺家店	鈴鹿市寺家町字新改1521番地の1		薬局	平成30年1月1日
薬局	スギ薬局 玉垣店	鈴鹿市南玉垣町3013番地		薬局	平成30年1月1日
薬局	v・drugながしま調剤薬局	桑名市長島町押付字小六525-7		薬局	平成30年1月1日

三重県告示第 41 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	こうなん薬局	香南薬局	こうなん薬局		薬局	平成 29 年 4 月 1 日

三重県告示第 42 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
	女子	

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成 30 年 2 月 13 日（火）まで	平成 30 年 2 月 18 日（日）	平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで
	女子			

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975
	女子		

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階

自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13
--	---------------

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 43 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
	女子	

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成 30 年 3 月 5 日（月）まで	平成 30 年 3 月 11 日（日）	平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで
	女子			

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975
	女子		

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 44 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 1 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
長島町区域 (三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区)	中型まき網漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。)及び雑魚定置漁業

三重県告示第45号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年1月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画道路
3・4・10号桑部播磨線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成30年1月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県流域下水道 公営企業会計システム構築及び運用保守業務
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成36年7月31日(水)までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する場所とします。
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(加算方式)による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。
なお、本入札は、特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請を平成30年2月2日（金）16時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を平成30年3月7日（水）15時までに、7(2)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 提案書等提出申請書
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 技術提案書の作成について

- (1) 調達説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、紙媒体12部（正本1部、副本11部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とします。
- (3) 原稿サイズはA4を基本とし、両面使用により頁数は100頁以内としてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 目次、ページ番号及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編てつ順序は、提案書記載依頼事項のとおり編てつしてください。
- (6) 一度提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 提案書評価基準表に沿って、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。
- (2) 聴取会における費用は、全て入札参加者の負担とします。
- (3) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理2班 担当 中西
電話 059-224-2680 ファクシミリ 059-224-2415
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部下水道課管理・経営班 担当 見並
電話 059-224-2724 ファクシミリ 059-224-3161
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 30 年 3 月 5 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 30 年 2 月 8 日（木）までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 平成 30 年 2 月 9 日（金）8 時 30 分から同月 19 日（月）14 時 30 分まで

イ 場所 (2)に掲げる場所

ウ 方法 提案書等の提出方法については、郵送又は持参とし、郵送する場合は一般書留郵便及び簡易書留郵便としてください。

また、封筒等の外側に「三重県流域下水道公営企業会計システム構築及び運用保守業務提案書等 在中」と記載してください。

持参する場合は、あらかじめ、持参する日時について調整を行ってください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 技術提案書聴取会の日程は、以下のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は、日程を追加する場合があります。

平成 30 年 3 月 1 日（木）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め 3 名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 30 年 3 月 5 日（月）14 時 30 分まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 30 年 3 月 5 日（月）14 時 30 分

なお、入札書は平成 30 年 2 月 26 日（月）から同年 3 月 5 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理 2 班 担当 中西

案件名 三重県流域下水道公営企業会計システム構築及び運用保守業務

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 3 月 5 日（月）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部県土整備財務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。以下「入札価格」といいます。）を記載するものとします。

なお、電子入札システムの入札書提出画面は、「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよ

う税込価格で入札価格を入力してください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ同基準に規定する要件を満たす者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質問提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切日時 平成 30 年 1 月 29 日（月）12 時

結果回答日時 平成 30 年 1 月 31 日（水）までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱

に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Mie Prefecture River-basin sewerage Accounting System Construction and Maintenance
- (2) Submission of Proposal :
Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 8:30 A.M. Friday, February 9, 2018 and 2:30 P.M., on Monday, February 19, 2018.
- (3) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M., on Monday, March 5, 2018.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 26, 2018 and 2:30 P.M., on Monday, March 5, 2018.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M., on Monday, March 5, 2018.
- (5) Managing Authority :
Finance Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2680

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案書内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価するため「評価基準表」に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点のバランス
「技術評価点」と「価格評価点」のバランスは2対1とします。
- (4) 総合評価の方法
(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計得点が最も高い者を落札候補者とします。
なお、合計得点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応は以下のとおりとします。
ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合
入札価格が低い者を落札候補者とします。
なお、入札価格が同じ場合は、電子入札システムによる電子くじで、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

- (1) 前提条件
提案書は、「提案書記入要領」及び「評価基準表」にて定める様式、記述要領等を満たしてください。定める様式、記述要領等を著しく逸脱している場合は、本県の判断により評価対象外とする可能性があります。
「機能一覧確認表」、「帳票一覧確認表」の対応可否欄が対応不可「×」としている事業者は評価対象外とします。
- (2) 評価体系

ア 大項目及び評価の観点

大きく以下の6つの大項目に分け評価を実施します。

- (ア) 全般事項 : 業務全体の提案にかかる評価
- (イ) 構築業務－機能要件 : 機能要件の実現度にかかる評価
- (ウ) 構築業務－非機能要件 : 非機能要件の実現度にかかる評価
- (エ) 構築業務－作業体制及び方法 : 業務品質にかかる評価
- (オ) 運用保守業務 : 運用保守業務の内容にかかる評価
- (カ) その他 : 実績及び将来の提案にかかる評価

なお、各大項目の主な評価ポイントは、以下のとおりです。

<大項目と主な評価ポイント>

大項目	主な評価ポイント
(ア) 全般項目	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針及び費用低減に関する考え方を評価します。 ・構築スケジュールの妥当性を評価します。
(イ) 構築業務－機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件が全て実現されているか評価します。 ・ユーザインターフェースの実装方針について評価します。
(ウ) 構築業務－非機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・安定稼働するための信頼性を評価します。 ・性能及び拡張性、障害時の対応方針を評価します。
(エ) 構築業務－作業体制及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・構築に十分な体制かどうかを評価します。 ・円滑な業務進捗が期待できるかどうか評価します。
(オ) 運用保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守に十分な体制かどうかを評価します。 ・品質の確保が期待できるかどうか評価します。
(カ) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用等の実績を評価します。 ・システムの将来像に係る提案を評価します。

イ 大項目評点

大項目については、以下の点数を配点します。技術評価点の満点を2000点とします。

- (ア) 全般事項 : 200点
- (イ) 構築業務－機能要件 : 500点
- (ウ) 構築業務－非機能要件 : 340点
- (エ) 構築業務－作業体制及び方法 : 400点
- (オ) 運用保守業務 : 400点
- (カ) その他 : 160点

(3) 採点方法

ア 採点の考え方

評価項目単位の採点は、原則0～10点までの以下11段階で採点します。

点数	概要
10点	※
9点	※
8点	レベルの高い内容
7点	※
6点	※
5点	標準レベルの内容(基準点)
4点	※
3点	※
2点	レベルの低い内容
1点	※
0点	評価項目に則していない内容

※ 評価項目別に同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で1点加点/減点します。また加点/減点後の点数に同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、さらに1点加点/減点します。

各評価項目にかかる評価軸については、「評価基準表」を参照してください。

イ 「項目加重点」の考え方

評価項目の重要度に応じて、加重点を設定します。

各評価項目にかかる「項目加重点」については、「評価基準表」を参照してください。

ウ 「技術評価点」の計算方法

「技術評価点」は、「評価基準表」に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下1桁目までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。）とします。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「項目加重点」を乗じた「項目評価点」の和とします。

なお、提案書の総ページ数が100ページを超えた場合は、「技術評価点」から以下の計算により求めた点数を減じます。

$$\text{減点数} = \text{超過ページ数} \times 10 + 20$$

また、技術提案書聴取会に本件担当予定者が出席しない場合は、「技術評価点」から30点を減じます。

3 入札価格の評価

(1) 価格評価点の算定方法

「価格評価点」の満点を1000点とし、算定は以下の計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 1000 \times (1 - X / K)$$

※ 有効数字は小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降を切り捨てます。

X：入札価格（円）

※ 平成29年度から平成36年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：102,563,507円（評価基準額：消費税及び地方消費税を含む。）

※ 評価基準額とは入札に当たっての評価のための数値であり、予定価格ではありません。

※ 入札価格及び評価基準額については全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算します。

※ 評価基準額の消費税及び地方消費税については、平成31年9月まで8%、平成31年10月から10%の税率で算出しています。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税（平成31年10月1日適用開始の消費税法の改正を反映したもの）を含む契約締結日から平成36年7月31日までの合計額（免税事業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込価格で入札価格を入力してください。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「技術評価点」及び「価格評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件をいずれか一つでも満たさない者は落札候補者としません。

(1) 入札価格が調達説明書で示した評価基準額以内であること。

(2) 調達説明書にて提出する入札金額内訳書により提案された各年度別見積額が、「三重県流域下水道公営企業会計システム構築及び運用保守業務特記仕様書」で示した各年度の評価基準額以内であること。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
